

# 弘前市消防団の概要

令和4年4月1日現在

## 【入団条件】

弘前市民で年齢18歳以上の、「自分たちの地域は自分で守る」という熱意のあるかた。

【組織】 1本部・5方面団・20地区団・111分団 条例定数2,080名

- ・消防団本部(はしご隊、ラッパ隊、まとい隊、女性分団)
- ・第1方面団(市街地) 4地区団 16分団
- ・第2方面団(岩木川東側) 6地区団 31分団
- ・第3方面団(岩木川西側) 5地区団 38分団
- ・第4方面団(旧岩木町) 3地区団 18分団
- ・第5方面団(旧相馬村・東目屋地区) 2地区団 8分団

【消防屯所】 108屯所

【車両】 消防ポンプ自動車29台、小型動力ポンプ付積載車74台、警備車8台

## 【報酬】

・年額報酬

階級	職名	報酬の額
団長	消防団長 副団長(方面団長)	82,500円
副団長	方面副団長 地区団長 本部付隊長	69,000円
分団長	本部付分団長 地区副団長 分団長	50,500円
副分団長	副分団長	45,500円
部長	部長	37,000円
班長	班長	37,000円
団員	団員	36,500円

- ・ 出勤報酬 1 回 3,000 円
- ・ 訓練報酬 1 回 2,000 円
- ・ 警戒報酬 1 回 3,000 円
- ・ 整備・技術報酬 月額 3,000 円（1 分団 1,500 円×2 名）
- ・ 臨時報酬 1 回 2,000 円など

・ 退職報償金

	5～10 年	10～15 年	15～20 年	20～25 年	25～30 年	30 年以上
団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円
副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円
分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円
副分団長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円
部長及び班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円
団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円

○ 定年一覧表

職名	団長	方面団長	方面副団長	地区団長	本部付隊長
階級	団長		副団長		
定年年齢	68			65	
職名	本部付団長	地区副団長	分団長	副分団長	
階級	分団長			副分団長	
定年年齢	65				
職名	部長	班長	団員		
階級	部長	班長	団員		

【公務災害補償：消防団員等公務災害等補償等共済基金】

災害現場、訓練等での死亡、負傷及び疾病に係る損害補償をします。

療養補償 休業補償 傷害補償年金 障害補償 介護補償 遺族補償 葬祭補償

【貸与支給品】

- ・ 活動服衣一式を貸与
- ・ 女性消防団・分団長以上は制服一式も貸与

【主な行事】全団員

1 月第 2 月曜日(成人の日) 弘前市・西目屋村消防団出初式

5月5日	青森県中弘地区消防協会定期観閲式
4月・10月火災予防週間	防火広報活動
積雪時	水利除雪

【表彰制度】

団長表彰、市長表彰、青森県中弘地区消防協会長表彰のほか、国・県等の表彰

【消防組織法】

(消防の任務)

第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

(消防団)

第十八条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

【区域】(規則より抜粋)

組織名		管轄区域
第1方面団	東地区団	和徳町の一部、堅田一丁目、堅田二丁目、堅田三丁目、堅田四丁目、堅田五丁目、表町、大町一丁目、大町二丁目、大町三丁目、駅前町、駅前一丁目、駅前二丁目、駅前三丁目、東和徳町、和徳字稲田、南大町一丁目の一部、松ヶ枝一丁目、松ヶ枝二丁目、松ヶ枝三丁目、松ヶ枝四丁目、松ヶ枝五丁目、俵元一丁目、俵元二丁目、和泉一丁目、和泉二丁目の一部、高崎一丁目、高崎二丁目、城東中央一丁目、稲田一丁目、稲田二丁目、城東北一丁目、城東北二丁目、城東北三丁目、城東北四丁目、末広一丁目の一部、末広二丁目の一部
	西地区団	本町、元長町、元大工町、上白銀町、塩分町、森町、覚仙町、在府町、相良町、茂森町、新寺町、新寺町新割町、北新寺町、西茂森一丁目、西茂森二丁目、茂森新町一丁目、

	<p>茂森新町二丁目、茂森新町三丁目、茂森新町四丁目、南塘町、菴中字中川原、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、栄町四丁目、馬屋町、鷹匠町、新町、南袋町、駒越町、平岡町、西大工町、袋町、五十石町、紺屋町、城西一丁目、城西二丁目、城西三丁目、城西四丁目、城西五丁目、河原町、樋の口町、南城西一丁目、南城西二丁目、和田町、樋の口一丁目、樋の口二丁目、茜町一丁目、茜町二丁目、茜町三丁目の一部、浜の町東一丁目、浜の町東四丁目、浜の町西一丁目</p>
南地区団	<p>鍛冶町、新鍛冶町、桶屋町、銅屋町、南川端町、北川端町、土手町、山道町、住吉町、松森町、楮町、富田一丁目、富田二丁目、富田三丁目、吉野町、紙漉町、桜林町、富士見町、西ヶ丘町、寒沢町、桔梗野一丁目、桔梗野二丁目、桔梗野三丁目、桔梗野四丁目、桔梗野五丁目、樹木一丁目、樹木二丁目、樹木三丁目、樹木四丁目、樹木五丁目、南大町一丁目の一部、南大町二丁目、品川町、御幸町、大富町、富野町、文京町、富田町、南富田町、稔町、旭ヶ丘一丁目、旭ヶ丘二丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、若葉一丁目、若葉二丁目、清水富田字清水流及び字桔梗流、清富町</p>
北地区団	<p>和徳町の一部、代官町、植田町、緑町、萱町、上瓦ヶ町、中瓦ヶ町、南瓦ヶ町、北瓦ヶ町、坂本町、山下町、徒町、田代町、西川岸町、徒町川端町、徳田町、南柳町、北柳町、南横町、北横町、茶畑町、野田一丁目、野田二丁目、宮川一丁目、宮川二丁目、宮川三丁目、親方町、一番町、百石町、百石町小路、鉄砲町、上鞆師町、下鞆師町、元寺町、元寺町小路、下白銀町、東長町、大浦町、蔵主町、長坂町、笹森町、田茂木町、禰宣町、亀甲町、若党町、小人町、馬喰町、春日町、西城北一丁目、西城北二丁目、東城北一丁目、東城北二丁目、東城北三丁目、宮園一丁目、宮園二丁目、宮園三丁目、田町一丁目、田町二丁目、田町三丁目、田町四丁目、八幡町一丁目、八幡町二丁目、山王町、田町五丁目、八幡町三丁目</p>

第2方面団	清水地区団	第1分団	茜町三丁目の一部、清水富田（字清水流及び字桔梗流を除く。）、悪戸、常盤坂一丁目、常盤坂二丁目、常盤坂三丁目、常盤坂四丁目、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、自由ヶ丘五丁目
		第2分団	下湯口
		第3分団	小沢、大開一丁目、大開二丁目、大開三丁目、大開四丁目、金属町、青樹町、大原一丁目、大原二丁目、大原三丁目、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘四丁目、桜ヶ丘五丁目
		第4分団	坂元
	和徳地区団	第1分団	堅田字神田、神田一丁目、神田二丁目、神田三丁目、神田四丁目、神田五丁目、撫牛子、撫牛子一丁目、撫牛子二丁目、撫牛子三丁目、撫牛子四丁目、撫牛子五丁目
		第2分団	宮園四丁目、宮園五丁目、向外瀬、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、青山五丁目、向外瀬一丁目、向外瀬二丁目、向外瀬三丁目、向外瀬四丁目、向外瀬五丁目
		第3分団	津賀野、百田
		第4分団	清野袋字岡部及び字川田、清野袋一丁目、清野袋二丁目、清野袋三丁目、清野袋四丁目、清野袋五丁目
		第5分団	大久保
		第6分団	清野袋字増田、岩賀一丁目、岩賀二丁目、岩賀三丁目
	豊田地区団	第1分団	新里
		第2分団	福村、福田、境関、福田一丁目、福田二丁目、福田三丁目、福村一丁目、境関一丁目、早稲田一丁目、早稲田二丁目、早稲田三丁目、早稲田四丁目、高田二丁目の一部、高田三丁目の一部、高田四丁目の一部、末広一丁目の一部、末広三丁目の一部、末広四丁目の一部、末広五丁目の一部、田園一丁目の一部、田園二丁目、田園三丁目、田園四丁目、田園五丁目
第3分団		和泉二丁目の一部、小比内、高田、川先一丁目、川先二丁目、川先三丁目、川先四丁目、小比内一丁目、小比内二丁目、小比内三丁目、小比内四丁目、小比内五丁目、豊田一丁目、豊田二丁目、豊田三丁目、扇町一丁目、扇町二丁目	

		目、扇町三丁目、城東一丁目、城東二丁目、外崎一丁目、外崎二丁目、外崎三丁目、城東中央二丁目、城東中央三丁目、城東中央四丁目、城東中央五丁目、城東三丁目、城東四丁目、外崎四丁目、外崎五丁目、高田一丁目、城東五丁目、高田二丁目の一部、高田三丁目の一部、高田四丁目の一部、高田五丁目、末広一丁目の一部、末広二丁目の一部、末広三丁目の一部、末広四丁目の一部、末広五丁目の一部、田園一丁目の一部
堀越地区団	第1分団	門外、門外一丁目、門外二丁目、門外三丁目、門外四丁目
	第2分団	北園一丁目、北園二丁目、学園町、取上一丁目、取上二丁目、取上三丁目、取上四丁目、取上五丁目、清原一丁目、清原二丁目、清原三丁目、清原四丁目
	第3分団	大清水、大清水一丁目、大清水二丁目、大清水三丁目、大清水四丁目、安原一丁目、安原二丁目、安原三丁目、泉野一丁目、泉野二丁目、泉野三丁目、泉野四丁目、泉野五丁目
	第4分団	川合
	第5分団	堀越
千年地区団	第1分団	一野渡
	第2分団	松木平
	第3分団	清水森
	第4分団	松原東一丁目、松原東二丁目、松原東三丁目、松原東四丁目、松原東五丁目、広野一丁目、広野二丁目、小栗山
	第5分団	原ヶ平、大和沢字里見、原ヶ平一丁目、原ヶ平二丁目、原ヶ平三丁目、原ヶ平四丁目、原ヶ平五丁目、富士見台一丁目、富士見台二丁目、城南四丁目、城南五丁目、館野一丁目、館野二丁目、山崎一丁目、山崎二丁目、山崎三丁目、山崎四丁目、山崎五丁目
	第6分団	狼森
	第7分団	大和沢（字里見を除く。）、千年一丁目、千年二丁目、千年三丁目、千年四丁目
	第8分団	豊原一丁目、豊原二丁目、三岳町、松原西一丁目、松原西二丁目、松原西三丁目、中野一丁目、中野二丁目、中野三

			丁目、中野四丁目、中野五丁目、城南一丁目、城南二丁目、城南三丁目
	石川地区団	第1分団	石川
		第2分団	大沢
		第3分団	乳井
		第4分団	薬師堂
		第5分団	小金崎、八幡館、小金崎一丁目
第3方面団	藤代地区団	第1分団	中崎
		第2分団	菟中字岩井、鳥町、浜の町東二丁目、浜の町東三丁目、浜の町東五丁目、浜の町西二丁目、浜の町西三丁目、藤代五丁目、藤野一丁目、藤野二丁目、浜の町北一丁目
		第3分団	石渡、町田、石渡二丁目、石渡三丁目、石渡五丁目、町田一丁目、町田二丁目、町田三丁目、藤内町
		第4分団	三世寺字月見野及び字鳴瀬（三世寺）
		第5分団	藤代字川面、字広田及び字平田、藤代一丁目、藤代二丁目、藤代三丁目、藤代四丁目
		第6分団	三世寺字月見野及び色吉（小山）
		第7分団	大川
		第8分団	船水、石渡四丁目、外瀬一丁目、外瀬二丁目、浜の町北二丁目、船水一丁目、船水二丁目、船水三丁目、八代町
		第9分団	土堂、石渡一丁目、元薬師堂
	船沢地区団	第1分団	蒔苗（字油伝、字野田及び字堤田の一部並びに字鳥羽を除く。）
		第2分団	中別所
		第3分団	蒔苗（字油伝の一部、字野田の一部）、富栄（字野田の一部、字笹崎の一部、字平岡、字西田）
		第4分団	宮館
第5分団		蒔苗（字堤田の一部、字鳥羽）、富栄（字鳥羽、字笹崎の一部）	
第6分団		折笠	
第7分団		弥生	
第8分団		細越	

		第9分団	富栄字浅井名及び字山辺（三ツ森）
高杉 地区 団		第1分団	高杉（第4分団及び第6分団の管轄区域を除く。）
		第2分団	独狐
		第3分団	糠坪
		第4分団	高杉字五反田及び字阿部野（四ツ屋）
		第5分団	前坂
		第6分団	高杉字長谷野及び字尾上山（住吉）
裾野 地区 団		第1分団	檜木（字用田を除く。）
		第2分団	鬼沢（字山ノ越を除く。）
		第3分団	鬼沢字山ノ越（堂ヶ沢）
		第4分団	貝沢、大森（大森、七泉）
		第5分団	十面沢
		第6分団	十腰内
		第7分団	檜木字用田（泉田）
新和 地区 団		第1分団	青女子（下青女子）
		第2分団	種市（第7分団の管轄区域を除く。）
		第3分団	小友
		第4分団	三和（第7分団の管轄区域を除く。）
		第5分団	笹館
		第6分団	青女子（上青女子）
		第7分団	三和字川合（上中畑）、種市字高木（上中畑）
第4 方面 団	岩木 南地 区団	駒越分団	駒越
		真土分団	真土、龍ノ口
		鳥井野分団	鳥井野、如来瀬
		兼平分団	兼平
		一町田分団	一町田
	岩木 東地 区団	熊嶋分団	熊嶋
		第1分団	賀田一丁目、賀田二丁目、賀田、高屋
		八幡分団	八幡
		愛宕分団	愛宕
		鼻和分団	鼻和

	岩木 西地 区団	五代分団	五代
		宮地分団	宮地
		葛原分団	葛原
		新岡分団	新岡
		新法師分団	新法師
		高岡分団	高岡
		百沢分団	百沢
		常盤野分団	常盤野
第5 方面 団	東目 屋地 区団	第1分団	高野、館後、国吉、黒土
		第2分団	桜庭、平山、米ヶ袋
		第3分団	中野、中畑、番館
		第4分団	吉川
	相馬 地区 団	第1分団	藤沢、相馬、大助、藍内、沢田
		第2分団	紙漉沢、坂市
		第3分団	五所、水木在家
		第4分団	湯口、黒滝、昂